

一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第1号（入会規則）

（適用）

第1条 この規則は、一般社団法人日本癌治療学会（以下、「本法人」と略す。）の入会について、本法人の定款第8条に規定することのほか、以下のとおり定めるものとする。

（資格）

第2条 定款第8条の規定によって、本法人の正会員として入会することができる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 癌の予防、診断及び治療に関する知識と経験を有する医師又は歯科医師
- (2) 癌の予防、診断及び治療に関する知識を有する研究者で、学士、修士又は博士の称号を有する者（医学、理学、薬学等）
- (3) 癌の予防、診断及び治療に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格（看護師免許等）を有する者

（正会員の手続）

第3条 本法人の正会員になろうとする者は、本法人ウェブサイトにおいて所定の事項を登録する入会手続を行い、速やかに当該年度の会費を支払わなければならない。

- 2 正会員は、入会に際して、定款施行細則第11号（専門科の新設・廃止規則）に定める専門科の一つを、所属する専門科として登録しなければならない。

（賛助会員の手続）

第4条 本法人の賛助会員になろうとする者は、入会申込書（様式第2号）に、所定の事項をすべて記入し、署名又は記名押印し、当該年度の会費を添えて、本法人事務所に提出しなければならない。

（規則の変更）

第5条 この規則は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年10月17日から施行する。